

ISSN 2186 – 3989

十返舎一九著『越中楯山幽霊邑讐討』の研究（その2）

福江 充

A study of Etchū Tateyama Yūrei-mura Adauchi by Jippensha Ikku
(Part2)

Mitsuru Fukue

北 陸 大 学 紀 要
第50号(2021年3月)抜刷

十返舎一九著『越中楯山幽霊邑讐討』の研究 (その2)

福江 充*

A study of *Etchū Tateyama Yūrei-mura Adauchi* by Jippensha Ikku
(Part2)

Mitsuru Fukue*

Received October 23, 2020

Abstract

Tateyama in Etchū province was well known by Heian-era Japanese people as a sacred mountain that contained an actual hell. It was believed that all Japanese who committed sins during their lifetimes would fall into Tateyama's hell, and that Tateyama was a sacred site where the living could meet the dead.

Among the many works published during the second half of the Edo period by the popular and prolific playwright and novelist Jippensha Ikku (1765~1831) are two that took up the theme of Etchū's Tateyama. Ikku published *Etchū Tateyama Yūrei-mura Adauchi* in 1808 and "Etchū Tateyama sankei kikō" in the eighteenth volume of *Shokoku dōchū kane no waraji* in 1828.

The latter work has been transcribed and annotated by a number of scholars, and some have studied it in the context of Tateyama belief; to some extent it has been introduced to the academic world. The former work, however, has not received the same attention in terms of transcription--it has only been quoted by a few scholars--and there has been no introduction or analysis of the work as a whole.

Therefore, I transcribed and introduced *Etchū Tateyama Yūrei-mura Adauchi* in the previous research bulletin.

In this article I analyze its contents and contribute to a deeper understanding of this work as a historical source important to research of Tateyama's religious history.

Key Word : 『Etchū Tateyama Yureimura Adauchi』, Jippensha Ikku
Etchū's Tateyama, Tateyama Beliefs

はじめに

江戸時代後期の人気作家（脚本家・小説家）十返舎一九（1765～1831）の膨大な著作の中で、越中国立山を題材としたものに、文化5年（1808）刊行の『越中楯山幽霊邑讐討』と文政11年（1828）刊行の『諸国道中金草鞋』第18編（内題「越中立山参詣記行 方言修行金草鞋」）の2冊がある。

このうち後書は、これまで数人の研究者によって翻刻や解説及び立山信仰史研究における史料的位置づけが行われており、ある程度世に紹介されている。ところが前書については、数人の研究者による若干の言及はあるものの、基本となる翻刻書・翻訳書が全く見られない。もちろん史料分析も皆無である。そこで筆者は、本紀要の前号（49号）でこれまで未翻刻であった十返舎一九の合巻『越中楯山幽霊邑讐討』（文化5年〔1808〕）を翻刻・意訳した。本稿ではそれに基づき、同書に対する内容を分析しその特徴や立山信仰史研究における史料としての位置づけなどを行いたい。

1. 十返舎一九の職歴

十返舎一九が著した『越中楯山幽霊邑讐討』の内容を分析するにあたって、彼の職歴を概観しておきたい。

一九は明和2年（1765）、駿河国府中の武士の家系に生まれた。一九は10才代後半から江戸の武家屋敷で奉公した。天明3年（1783）、19歳の時に大坂に上り、大坂町奉行小田切土佐守直年の配下として仕えた。しかし後に武家奉公を辞し、義太夫語りの家に住み込んで浄瑠璃作者となった。

25才のとき、寛政元年（1789）2月上演の浄瑠璃『木下蔭狭間合戦』に並木千柳らとともに近松余七の名で合作者として加わった。これが一句の最初の作家活動とされる。

寛政5年（1793）の秋、一句は大坂を離れ江戸に戻った。江戸では山東京伝の知遇を得て寛政6年（1794）30才のときに、京伝の黄表紙『初役金薦帽子魚』の挿絵を描いた。また同年（1794）、通油町（現在の中央区日本橋大伝馬町）の版元・蔦屋重三郎の食客となり、錦絵に用いる用紙の加工や挿絵描きなどの店の仕事を手伝ううち、寛政7年（1795）には同店から黄表紙『心学時計草』『新鑄小判みみぶくろ』『奇妙頂礼胎錫杖』の3作品を刊行している。

その後も挿絵と版下も自分で描き、以降は生活のため20年以上にわたって毎年20種近くの黄表紙を発表し続けた。この間、千秋庵三陀羅法師から狂歌を学び、寛政12年（1800）には絵入り狂歌集『夷曲東日記』を刊行している。

ところで、一句は文章の執筆はもちろん挿絵描きや版下書きまで全てひとりで行うことができたので、版元にとってはとても使い勝手のよい作家であった。したがって一九は自作以外の出版も手伝い続けている。また、狂言、謡曲、浄瑠璃、歌舞伎、落語、川柳などの知識が豊富で、寛政期に狂歌も修業しており、こうした知識・教養が作品制作において十分に活かされた。一九は独学で、黄表紙のほか洒落本（『恵比良濃梅』〔享和元年〕など）、人情本（『清談峯初花』初編〔文政2年〕など）、読本（『深窓奇談』〔享和2年〕など）、合巻（『残灯奇譚案机塵』〔文化2年〕など）、狂歌集など、さらには教科書的な文例集まで手がけた。寛政から文化には自ら『行列奴図』や、遣唐使の吉備真備を描いた『吉備大臣図』などの肉筆浮世絵も描いている。

さて、そうした最中の文化元年（1804）、一九は当時の太閤記物の流行に乗って『化物太平記』を刊行したが、それが発禁となり手鎖の刑に処せられた。そこで、これを契機に黄表紙か

ら滑稽本に転じた。

一九を有名作家にしたのは享和2年(1802)に初編が発表された『東海道中膝栗毛』である。好評に応じて『続膝栗毛』を含め、文政5年(1822)までの21年間継続し、あわせて43冊の本が刊行された。その制作においては頻繁に取材旅行に出かけ、山東京伝、式亭三馬、曲亭馬琴、鈴木牧之らとも交流した。また並行して刊行された『方言修行金草鞋』も広く読まれた。なお、同書の第18編「越中立山参詣記行」は文政11年(1828)に刊行されているが、一九はそれ以前の文政9年(1826)に実際に立山を訪れたと推測されている。一九は原稿料のみで生計を立てた最初の職業作家といわれる。

天保2年(1831)8月7日、江戸の神田紺屋町の自宅で没した(『近世物之本江戸作者部類』は7月29日没)。享年67才。

2. 『越中楯山幽霊邑讐討』の巻頭言の翻刻と翻訳(意識)

以下、『越中楯山幽霊邑讐討』の巻頭言を翻刻・翻訳しておきたい。

越中楯山 幽霊邑讐討 全部九冊 合本一冊

友人唐来三和子、予が弊室に來り、いへることあり曰、近頃流行の稗史を閲するに、凡而復仇の談に限れり。そが中に、人の怨恨積聚、亡霊の冥影を録すこと冊子毎にして、あるは山賊海賊の暁勇なる、あるは悪狼蝮蛇の災害にあへる、これらの趣、俱に附合せざるはなし。因て作者、意を奇怪の中に容て、もはら世界の鑿説を需む。我若冠の頃ほひ、古老の夜話にきけることあり。越中国楯山に幽霊村と、自然に異名を付たるあり。そは邑中の男女白衣を着し、鬢髮にして、亡霊の容貌と顔じ、詣人のこころを迷倒させ、施物金錢を貪る手便とせしよし、寔に一箇の笑談なり。予是をもて趣向とせし一作ありしが、忘失して稍く其一二を思ひ出せりと、語り終て、予にこれを編よといふ。予思為、立山は日域最上の霊場なれば、かかることの有べきやうなし。全く虚誕の説なるを、論ずるに足らずといへども、一夕の興に備ふる稗史なればと、是に同国長浜の貞婦が復仇の玄話をもて編り合せ、則此表題をかうふらしなし。文化戊辰春 東武逸民 十返舎一九題(花押等)

さて、巻頭言の内容を意識すると、以下のとおりである。

自分(一九)の友人である唐来参和が自分(一九)の古屋にやっ来て話したいことがあるという。参和が言うには、近頃流行している「稗史」(世間の噂などを歴史風にしたもの。転じて小説。もと中国で民間の様子を探って君主に奏上する役の稗官〔小官〕が書き記したもの)を閲覽していくと、いずれも復讐の話(以下、敵討ち物)に限定されている。その敵討ち物の話において「人の集まり積もった怨恨」や「亡霊の暗い影」などのモチーフを挿入する際にはなぜか冊子ごとになっている。あるいは「山賊海賊の勇ましい話」や「悪狼蝮蛇の災害に遭った話」など、こうした趣を混ぜ合わせたものは見られないという。こうした世の創作動向にもとづいて各作者たちは、こころを奇怪な世界に入り込ませて、もっぱら世界の奥深い説を求めているのだという。

さらに参和が続けて言うには、自分(参和)が若年の頃に古老の夜話に聞いたこととして、越中国楯山(立山)に、いつの間にか自然に「幽霊村」と異名を付けられた村があるという。その異名の訳は、村中の男女が白衣を着し鬢髮にして亡霊の容貌に扮し、参詣人の前に現われてそのこころを迷倒させ、施物金錢を貪る手便としているからであった。ただしこれはひとつの笑い話に過ぎないものであろう。

さて、参和はこの「楯山幽霊村」の話に興味を持ち、以前1作品を創作してみたが、今では

すっかり忘失してしまって、ようやく1・2話を思い出したと言って、それを自分(一九)に語ってくれた。そして、参和は語り終わると、自分(一九)にこの話を編じて新たな作品にしてはどうかと勧めてくれた(後述するが、参和はこの頃既に作家活動を引退していたと考えられ、自分で書く意志はなかった)。

自分(一九)が思うには、立山は日本の最上の霊場であるから、このようなことはあるはずがない。全くでたらめな説と思われるので論ずるに足りないかもしれないが、一夜の面白みを備えた稗史であり、この本において越中国長浜(一九の勘違いで越後国の長浜)の貞婦の復仇の奥深い道理話を入れて編じ、すなわちこの表題(『越中楯山幽霊邑讐討』の題名)を付けた。

3. 『越中楯山幽霊邑讐討』の巻頭言からの分析

『越中楯山幽霊邑讐討』の巻頭言から、この作品は一九が友人の唐来参和から提供された越中立山幽霊村の話と、その参和の提供とは別に、越中国長浜(一九の勘違いで越後国の長浜)の貞婦の復仇話を題材として編まれたことがわかる。なお、越中立山幽霊村の話については、参和が若年の頃に古老から聞いたものとしているので、その話の起源は多少時期を遡ると思われる。

一九が友人とする唐来参和²(延享元年〔1744〕～文化7年〔1810〕、文化6年〔1809〕没説もある)について見ておきたい。参和は江戸時代中期から後期に活躍した戯作者、狂歌師である。本姓は加藤。通称は和泉屋源蔵。号は三和とも表記される。武家の出身であるが、十返舎一九と同様、版元・蔦屋重三郎の食客になったのち、江戸本所松井町の娼家に婿入りし、和泉野源蔵と称した。太田南畝の門人で狂歌に親しみ、戯作者としても活躍した。参和の名での初作は天明3年(1783)に刊行された洒落本『三教色』で、その後、天明年間に黄表紙『大千世界牆の外』(天明4年〔1784〕)、黄表紙『莫切自根金生木』(天明5年〔1785〕)、洒落本『和唐珍解』(天明5年〔1785〕)、黄表紙『頼光邪魔入』(天明5年〔1785〕)、黄表紙『通町御江戸鼻筋』(天明6年〔1786〕)などを刊行している。寛政元年(1789)に黄表紙『冠言葉七目娃記』と黄表紙『天下一面鏡海鉢』を刊行したが、後者が松平定信の寛政の改革における出版統制で絶版処分に遭った。2年間絶筆した後、黄表紙『再会親子銭独楽』(寛政5年〔1793〕)や黄表紙『善悪邪正大勘定』(寛政7年〔1795〕)などを刊行。以降、合巻2種を刊行したが、それ以降の出版活動は見られない。

さて、一九と参和の仲介者として重要な人物は、版元・蔦屋重三郎³(寛延3年〔1750〕～寛政9年〔1797〕)である。重三郎は版元として、参和や一九も含め以下の戯作者や浮世絵師の作品を刊行している。朋誠堂喜三二(享保20年〔1735〕～文化10年〔1813〕)戯作者、唐来参和(延享元年〔1744〕～文化7年〔1810〕、文化6年〔1809〕)戯作者・狂歌師、山東京伝(宝暦11年〔1761〕～文化13年〔1816〕)浮世絵師・戯作者、十返舎一九(明和2年〔1765〕～天保2年〔1831〕)戯作者・絵師、曲亭馬琴(明和4年〔1767〕～嘉永元年〔1848〕)読本作者、鳥居清長(宝暦2年〔1752〕～文化12年〔1815〕)浮世絵師、喜多川歌麿(宝暦3年〔1753〕)頃～文化3年〔1806〕浮世絵師、栄松斎長喜(生没年不詳。作画期は天明～文化6年)浮世絵師、湊齋英泉(寛政3年〔1791〕～嘉永元年〔1848〕)浮世絵師、東洲齋写楽(生没年不詳。作画期は寛政6年・同7年)浮世絵師、歌川広重(寛政9年〔1797〕～安政5年〔1858〕)浮世絵師。

このように何人もの作家・芸術家たちが重三郎に見込まれ、彼のもとで成功を収めている。重三郎は優れた才能の持ち主に出会うと投資を惜しまないパトロン型の版元であり、時には作家を食客にして支援した。参和や喜多川歌麿、一九(第1章の一九の経歴を参照)の場合がまさにそれである⁴。『越中楯山幽霊邑讐討』の巻頭言で一九が唐来参和を「友人」と称するよう

に、二人は時期こそ重ならなかったが（参和のあとに一九が食客として葛屋に入っている）、共に葛屋での食客を経て作家としての成功を収めた親しい先輩と後輩のような関係であっただろう。

ところで、黄表紙文学の世界で名作と評される山東京伝『江戸生艶気樺焼』、芝全交『大悲千祿本』、唐来参和『莫切自根金生木』の3作品はいずれも天明5年(1785)に版元・葛屋重三郎から刊行されている⁵。こうしたことも含め、版元・葛屋重三郎を軸とした参和と京伝、一九の4人の強固な関係がうかがわれる。

さらに重三郎と京伝、一九の関係は次の流れでできたと考えられる。第1章の一九の経歴で示したとおり、寛政5年(1793)の秋、一句は大坂を離れ江戸で山東京伝の知遇を得て翌寛政6年(1794)、京伝の『初役金薦帽子魚』の挿絵を描いている。そして同年、一九は版元・葛屋重三郎の食客になっているが、おそらくこれは京伝の紹介によるものであろう。葛屋の食客として共に過ごすうちに、一九は重三郎に才能を認められ、寛政7年(1795)には同店から黄表紙『心学時計草』、『新鑄小判みみぶくろ』、『奇妙頂礼胎錫杖』の3作品を刊行している。なお、寛政7年(1795)から重三郎が亡くなる寛政9年(1797)までの間の葛屋の黄表紙出版は、実質的に京伝を中心に曲亭馬琴と一九の3人に重点をおいて行われており、この3人は当時の葛屋にとってまさにドル箱作家たちであった。もし葛屋がもう少し長く存命であれば、一九の『越中楯山幽霊邑警討』は、版元・鶴屋喜右衛門からではなく版元・葛屋重三郎から刊行されていたであろう。

4. 『越中楯山幽霊邑警討』の蔵版目録に見る山東京伝の敵討ち物

4-1. 『越中楯山幽霊邑警討』の蔵版目録と近刊予告

『越中楯山幽霊邑警討』の表紙裏には、以下の蔵版目録が記されている。

【表紙裏の蔵版目録】

読本 善知鳥安方忠義伝後編 蛛のふるまひ 全部七冊 山東京伝作 歌川豊国画
醒醒齋山東翁著 骨董集 近刊
二百年以後、聞人の伝并に肖像珍書奇画古制の衣服雑器のたぐひ諸好ず家の秘篋にもとめ数十部の珍書を引己の考を加へ事を記し物を図たる漫録尚古の書なり
文化戊辰新絵草子
東上総夷潜郡 白藤源太談 山東京伝作 歌川豊国画 全部七冊
小曾野祿三郎 八重霞かしくの仇討 山東京伝作 歌川豊国画 全部六冊
於杉 於玉 二身之仇討 山東京伝作 歌川豊国画 全部六冊 文化三丙寅年発行
契情の松 官女の桜 復讐子渡頭 山東京山作 歌川国貞画 全部六冊

【30丁裏の近刊予告】

楯山靈驗記 全一冊
これも、御里しゅうのかたきうちなり。近日出来

上記の蔵版目録の内容を整理すると次のとおりである。文化3年(1806)読本『善知鳥安方忠義伝後編 蛛のふるまひ』（全部7冊、山東京伝作、歌川豊国画、実際には刊行されず）。文化11年(1814)考証隨筆『醒醒齋山東翁著 骨董集』（山東京伝作、版元・鶴屋喜右衛門）。文化3年(1806)合巻『於杉・於玉 二身之仇討』（山東京伝作、歌川豊国画、全部6冊）。文化5年(1818)合巻『東上総夷潜郡 白藤源太談』（山東京伝作、歌川豊国画、全部7冊、版元・鶴屋喜右衛門）。文化5年(1808)合巻『小曾野祿三郎 八重霞かしくの仇討』（山東

京伝作、歌川豊国画、全部6冊）。文化5年（1808）合巻『契情の松 官女の桜 復讐子渡頭』（山東京山作、歌川国貞画、全部6冊）。

さて、以上のとおり蔵版目録に揚げられた作品は全て山東京伝の創作である。しかも敵討ち物が多い。これはもちろん一九の『越中楯山幽霊邑讐討』自体が題名のとおり敵討ち物であり、当時の文学界での敵討ち物の大流行もあって、それにあわせての宣伝であろう。

一句自身も文化期頃から流行に合わせて幾つもの敵討ち物と怪談物を著しており、以下の作品が見られる。享和4年（1804）『恋仇討狐助太刀 上・中・下』（十返舎一九作・豊国画）、文化3年（1806）『嵐山花仇討 前・後』（十返舎一九作・豊広画）、文化4年（1807）『諏訪湖狐怪談 前編』（十返舎一九作・勝川春亭画）、文化5年（1808）『諏訪湖狐怪談 後編』（十返舎一九作・勝川春亭画）、同年（1808）『相州矢倉沢復讐』（十返舎一九作・勝川春亭画）、同年（1808）『敵討浪速男 後』（十返舎一九作・歌川国貞画）、文化6年（1809）『復讐西海硯、前編』（十返舎一九作・歌川国貞画）、同年（1809）『大矢数善仇討 前・後編』（十返舎一九作・勝川春亭画）。

なお、『越中楯山幽霊邑讐討』の巻末30丁裏には一九の作品の近刊予告が記されており、御里衆の敵討ち物語として『楯山（立山）霊験記』全1冊があげられている。これも越中立山に関わる敵討ち物の作品と思われるが、筆者が探索する限り該当する作品は見当たらず、どうやら実際には未完のようである。

4—2. 『越中楯山幽霊邑讐討』と山東京伝著『善知安方忠義伝』

十返舎一九は唐来参和から提供された越中立山の幽霊村の話だけで『越中楯山幽霊邑讐討』を編もうとしたわけではない。一九が巻頭言で述べるとおり、同作品は越中国長浜（一九の誤認で正しくは越後国の長浜であろう）の貞婦の敵討ち話を軸としている。そして「越中立山」と「敵討ち」をキーワードとして当時の文学界の諸作品を見ていくと、それらを共に含む先行作品に山東京伝著・読本『善知安方忠義伝』がある。同書は『越中楯山幽霊邑讐討』が刊行される2年前の文化3年（1806）に刊行され、さらに前述のとおり『越中楯山幽霊邑讐討』の表紙裏の蔵版目録に『善知安方忠義伝』が最初に揚げられているので、一九が同書に対して何らかの意識を持たないことはありえない。むしろ一九の創作意欲に大きな刺激を与えたと考えられる。そこで以下、『善知安方忠義伝』について見ておきたい。

寛政の改革における出版統制により、京田は寛政3年（1791）に手鎖の処罰を受けた。こうした弾圧の恐怖から京伝は軽妙洒落な黄表紙や洒落本の執筆を断念せざるを得なくなり、以後、京伝の著述活動は、中国小説の影響を強く受け怪異性や伝奇性が濃い読本や、毎丁絵入りで平易な筋を持つ合巻、あるいは考証随筆の分野に移行していった。こうしたなかで著されたのが読本の『善知安方忠義伝』である。

同書は次の二つの筋を絡ませながら展開していく⁶。一つは平将門の遺臣である善知安方が妻と共に主君（平太郎／良門）遺児を諫める忠義の筋である。その内容は謡曲『善知鳥』に依っている。この謡曲は、平安時代末期頃には貴族社会で知れ渡っていた「立山地獄説話」に、12世紀の『地獄草紙』などに見られる「鶏地獄」もモチーフや津軽地方の「珍鳥説話」、「片袖幽霊譚」などが組み合わせられ、室町時代に成立したものである。京伝自身が『善知安方忠義伝』において「平の良門のゆゑよしをまじへ善知鳥の考をくはへ古書どもを引もちみつ」と述べていることから、主要な登場人物の善知安方は、この『善知鳥』をもとに創作された人物と考えられる。

もう一つの筋は将門の遺児（平太郎／良門）が父の意志を継ぎ、蝦蟇の術を用いて義姉（如月尼／滝夜叉姫）を誘い謀反を企てたものの、大宅光国や源頼信の活躍によって阻まれるとい

う陰謀物である。この内容は『前太平記』の「如蔵尼並平良門事」と「平良門蜂起事多田攻事」に依っている。

『善知安方忠義伝』においては、後編が予告されていたにもかかわらず未完のままに終わったため、善知夫婦の遺児がどうやって親の敵を討つのか、また良門と頼信がどのように決着したのかは定かではない。そのため京伝が物語をどのように結末づけようとしたのかまでは考察することはできない。

さて、『善知安方忠義伝』において「立山」の用語に関する記載は、全 20 条中、次の 6 条が見られ、比較的多い。そして特に 5 条と 20 条は立山を舞台としている。

前編・巻の 2「第 5 条 宮城野」（鷲沼太郎則友回国修行の事、越中立山現在地獄の事）。前編・巻の 2「第 7 条 十符里」（善知夫婦の魂魄鳥と化す事、安方村善知坂の事）。前編・巻の 4「第 13 条 越居里」（大宅光国旅路に赴事、良門蝮蛇の弃天を見て志を励す事、善知夫婦の亡魂良門諫る事）。前編・巻の 4「第 14 条 阿武隈川」（良門阱におちて賊塞にいたり伊賀寿太郎にあふ事、太郎九州軍物語の事）。前編・巻の 5「第 19 条 緒絶橋」（官兵旧内裏をとり囲て滝夜刃姫を亡す事、源頼信光国に賞を賜事）。前編・巻の 5「第 20 条 小鶴池」（將軍太郎良門術を施して蝦蟇の鬨をなさしむる事、善知夫婦の亡魂再良門を諫る事）。

以上、山東京伝の『善知安方忠義伝』について概略したが、一九が『越中楯山幽霊邑讐討』を著す 2 年前に、一九の身近な存在である京伝が既に立山も舞台の一所とする敵討ち物の『善知安方忠義伝』を刊行していたのである。したがって、一九とすれば、唐来参和が「立山幽霊村」という絶好の素材をもたらしたことが契機となり、既刊の『善知安方忠義伝』も意識しつつ、しかし自身の新作はそれと全く異なる趣向の敵討ち物にすることを当初から定め、「立山幽霊村」の内容を十分に活かして、立山も舞台の一所とする敵討ち物の作品を編もうとしたと考えられる。

5. 『越中楯山幽霊邑讐討』の目次と内容構成及び特徴

『越中楯山幽霊邑讐討』は、敵討ち小説を基盤としているが、その中に、恋愛、婚前妊娠、駆け落ち、ストーカー殺人事件、立山幽霊村詐欺事件などの様々な要素が組み込まれている。同書の巻頭言のあとに「巻中除目」と題して、第 1 回から第 6 回までの目次が記されているので、以下、それにあわせて全体の内容構成を概観しておきたい。その際、登場人物の紹介は前稿で行っているのでここでは省略したい。

第 1 回は「色情の花ざかり」で 2 丁裏 6 丁表までである。「色情」、すなわち男女間の性的欲情がテーマで、その内容は、(1) おみすに執着するしらふじ権藤太、(2) 愛し合うおみすとまきのすけ、(3) おみすへの執着が深まる権藤太、(4) おみすとまきのすけの駆け落ち、(5) おみすを捜す権藤太、などの筋で構成されている。具体的には若い男女の恋愛や婚前妊娠、駆け落ち、中年男性のストーカー行為などの話題が見られる。

第 2 回は「暴悪のおぼろ夜」で 6 丁裏から 10 丁表までである。「暴悪」、すなわち道理を無視した荒荒しい振舞いがテーマで、その内容は、(1) おみすの出産、(2) 権藤太のまきのすけ殺害、(3) 彦六と火の玉、などの筋で構成されている。具体的には、中年男性のストーカー殺人事件や被害者男性が亡霊になったことなどの話題が見られる。

第 3 回は「遺恨のはる雨」で 10 丁裏から 17 丁表までである。「遺恨」、すなわち忘れられず、いつまでも残る恨みがテーマで、その内容は、(1) まきのすけの幽魂とおみす、(2) まきのすけを失ったおみすと彦六夫婦、(3) 権藤太のげんかい殺害計画、(4) 権藤太のげんかい殺害、(5) 彦六と茶店の法師・若衆、(6) げんかいの死を知る彦六とおみす、などの筋で構成されている。具体的には、中年男性のストーカーによる被害者の父親の殺害や、遺族と被害者

亡霊との対面などの話題が見られる。

第4回は「恩愛の真の宿」で17丁裏から21丁表までである。「恩愛」、すなわち、他人を恵みかわいがることや、情け、親子・夫婦などの間の愛情などがテーマで、その内容は、(1)彦十、(2)地蔵の石衛門、(3)立山の幽霊村、(4)地蔵の石衛門宅に居候をする権藤太、などの筋で構成されている。具体的には、父に見限られた放蕩息子の話題と立山幽霊村の話題が見られる。

第5回は「幽霊の雪の日」で21丁裏から25丁表までである。「幽霊」、すなわち、死者が成仏できず、この世に迷い出て現した姿や亡者、死者の霊、亡魂などがテーマで、その内容は、(1)立山参詣に旅立つおみすと彦六、(2)おみすと彦六の夢に現れたげんかい、(3)放蕩息子彦十と父との再会、などの筋で構成されている。具体的には、主人公が幽霊となった親族と再会する話題や、父と放蕩息子との再会の話題が見られる。

第6回は「孝心の月あかり」で25丁裏から30丁裏までである。「孝心」、すなわち、孝行の心や子が親をうやまい親につくそうと思う心などがテーマで、その内容は、(1)偽幽霊に拵えられた権藤太、(2)権藤太を討ち取り讐討ちを果たしたおみす、(3)目代からの褒美とまき三郎の家督相続、などの筋で構成されている。具体的には、偽幽霊への敵討ちを成就した話題などが見られる。

以上、全体の内容構成を見てきたが、この作品の登場人物の中で最も強烈な個性を放っているのは、悪玉の「しらふじ権藤太」である。権藤太は、ヒロイン「おみす」の父「げんかい」と恋人「まきのすけ」を殺害する悪玉側の主役である。この人物に対する名付けについて、一九は上総国夷隅郡神沖村の百姓・源左衛門の一人息子で、伝説の力士の「白藤源太」を参考にし、それを振ったのではないかとと思われる。その理由としては、山東京伝の作品に文化5年(1818)合巻『東上総夷潜郡 白藤源太談』(山東京伝作、歌川豊国画、全部7冊)があり、『越中楯山幽霊邑讐討』の刊行年と同年の刊行で、さらに同書の蔵版目録にも記載されているからである。

さて、この作品は敵討ち物で、最終的にそれが成就し、一応ハッピーエンドで終わる。しかし、筆者は一九の話の進め方にやや違和感を覚え、また内容の一部に矛盾も感じている。主人公の「おみす」は「しらふじ権藤太」に殺害された恋人「まきのすけ」が、「立山ではありがたい御里衆で、まきのすけは浮かんだであろう」と述べるが、しかし「まきのすけ」は、彼の死後、または「権藤太」に殺害された父・「げんかい」とともに亡霊になって現れ出てきているのであるから、実際にはふたりとも成仏はできていない。さらに、この二人の亡霊の助言もあり、「おみす」の敵討ちは成就し、息子「まき三郎」の家督相続もできたが、先に亡霊となって現れた「まきのすけ」と「げんかい」が成仏したか否かは小説に全く触れられていない。この作品においてはあくまでも敵討ちの成就が主題であり、亡霊が成仏する話になっていないのである。一九は亡霊の成仏には全く関心を寄せておらず、むしろ、立山地獄谷での、「おみす」一行と、「しらふじ権藤太」や地元「偽幽霊」たちとの決闘場面を、風刺を効かせて面白可笑しく描いている。なお余談であるが、立山の地獄谷は現実には女人禁制のエリア内で、女性の「おみす」は立ち入れない場所である。

ところで、『越中楯山幽霊邑讐討』に描かれた立山地獄谷での敵討ちの乱闘場面から、一九がこの世に実在する地獄として古くから著名な立山地獄谷(立山地獄)を、現実の地獄としては全く信じていない、あるいは認めていないことがわかる。登場人物で敵を討つ側の「ひこ十」が立山地獄谷で偽幽霊たちと乱闘になった際、「おのれら一人も残さず討ち殺して、本当の幽霊にしてやろう」と啖呵を切るが、その言葉の裏を返せば地獄谷に本当の幽霊はいないということである。ただしその一方で、この作品には「権藤太」に殺害された「まきのすけ」や「げんかい」が遺族の夢枕に現われたり、あるいは生成り(幽霊)となって直接遺族の前に現われたりする場面も見られるので、一九はこうした怪異現象自体を否定しているわけではない。む

しろそうした場面がなければこの作品は全く筋が成立しないのである。一九は幽霊などの怪異現象が実存することはある程度認めている風だが、立山地獄谷については、そこに本当の地獄があり、亡者たちが実存するなど到底認めていないのである。一九のこうした意識は、彼が文政11年(1828)に刊行した『諸国道中金草鞋』第18編(内題「越中立山参詣記行 方言修行金草鞋」)にも引き継がれた。強いて言うならば一九が『越中楯山幽霊邑警討』を著したことによって、後の「越中立山参詣記行 方言修行金草鞋」の創作の目が出たと言ってよい。

6. 『越中楯山幽霊邑警討』と鶴屋南北(4代目)の怪談物

十返舎一九は狂言や謡曲、浄瑠璃、歌舞伎、落語、川柳など様々な分野の知識が豊富であった。折しも文化・文政期(1804~1830)は、文学や錦絵、歌舞伎、蘭学、見世物、清元など、多様な文化が互いに刺激し合いながら展開した時代であった。

こうしたなかで一九は歌舞伎狂言作者の鶴屋南北(4代目)(宝暦5年[1755]~文政12年[1829])の歌舞伎にも影響を受けたのではないかと考えられる。一九が「立山幽霊村」の話を取り込んだ『越中楯山幽霊邑警討』を著したのは文化5年(1808)であるが、この頃、歌舞伎の世界では南北の幽霊に関する作品が話題となっていた。すなわち、文化元年(1804)、50歳になった南北は、初代尾上松助と組んで『天竺徳兵衛韓嘶』を上演したが、これが舞台演出で評判を呼び、大当りをして南北の出世作となった。南北はこの作品以来、夏狂言に怪談を持ち込み、定着させていったが、その決め手となったのは幽霊の登場である。『天竺徳兵衛韓嘶』は、近松半二が書いた『天竺徳兵衛郷鏡』の書替えであるが、南北は原作にはない乳母・五百機を登場させている。五百機は殺され、幽霊として現れるが、これが南北劇での初の幽霊の登場である。五百機を演じた初代尾上松助のために、南北は『彩入御草鞋』(文化5年[1808])の小幡小平次、『阿国御前化粧鏡』(文化6年[1809])の阿国御前といった幽霊を書き、松助の没後には3代目尾上菊五郎のために『東海道四谷怪談』(文政8年[1825])のお岩などの幽霊を作っていた。特に同作品は日本の怪談劇の代名詞となった。このように、歌舞伎の世界での幽霊物作品の流行も、一九が『越中楯山幽霊邑警討』を執筆するにあたって、追い風的な影響を与えたものと考えられる。

7. 立山地獄説話のなかの『越中楯山幽霊邑警討』

越中立山は平安時代の古くから、日本人の間で山中に地獄が実在する山として知られていた。同時代の仏教説話集『今昔物語』には、越中立山の地獄は死者の霊魂が集まる場所として描かれ、その一節の「日本国の人、罪を造りて多く此の立山の地獄に墮つと云へり」との文言から、当時の都の貴族や僧侶、山岳修行者たちの立山地獄に対する認識がうかがわれる。

さて、堤邦彦氏は18世紀までの文芸作品を対象として、こうした越中国立山の地獄を題材とする古代・中世の説話が、近世社会においてどのように継承され、変容、成長したかを綿密に検討し、さらにその思想背景についても論じている⁷。すなわち堤氏は、古態の片袖幽霊譚が立山地獄を題材としていることに着目し、近世の唱導界が、古代・中世以来の片袖幽霊譚をどう継承し、変容させていったのか、あるいはこの話が近世文芸、口碑民談の世界においていかなる説話成長をとげたのか、といった点を中心に考察している⁸。その際、片袖幽霊譚と同型の説話について、全体像を把握するため、作品の成立時期、所収資料のジャンル、説話の内容、目的などに照らして以下のAからJに大別し、それぞれの特徴に言及している。(A) 古代・中世文芸、(B) 中世僧坊日記、縁起書、(C) 物語草子、神楽祭文、(D) 勸化本、高僧伝、(E) 近世の寺社縁起、(F) 近世怪異小説、(G) 浮世草子、演劇、読本、草双紙、(H)

詐欺譚、ニセ幽霊、(I) 弁惑もの、謎解き、(J) 地方民談。

堤氏の研究成果そのものについては、ぜひ氏の著書を直に参照していただきたい。一方、筆者は、一九の『越中楯山幽霊邑讐討』も立山地獄説話における「片袖幽霊譚」の系譜のなかに位置づけられる作品と考えているので、堤氏の片袖幽霊譚の分類では前掲の(H)と(I)に該当する詐欺譚になった片袖幽霊譚を、堤氏の研究成果の後追いになってしまうが、以下に整理したい。

①『御伽比丘尼』4巻4(巻之4、4)「虚の皮かぶる姿の僧付り越中立山の沙汰」

著者：未達(西村市郎右衛門)、版元：西村市郎右衛門、成立：貞享4年(1687)、参考文献：太刀川清「怪談の弁惑物 一亡者片袖説話の場合」『学海 第16号』(11頁～18頁、上田女子短期大学国語国文学会、2000年)、所蔵：国立国会図書館。

②『本朝桜陰比事』2巻8「八 死人は目前の劔の山」

著者：井原西鶴、成立：元禄2年(1689)、参考文献：井原西鶴著・和田萬吉校訂『西鶴諸国咄 本朝桜陰比事』(112頁・113頁、岩波書店〔岩波文庫853〕、1932年)。

③『昼夜用心記』2巻5「五 駿河に沙汰ある娘 日本修行の坊様 箱根山の幽霊にあふ事」

著者：北條・団水、成立：宝永4年(1707)、参考文献：北條・団水著『昼夜用心記 巻2(賞奇桜叢書、3期第2集)』(12頁～16頁、珍書会、1915年)、所蔵：国立国会図書。

④『古今弁惑実物語』巻1「幽霊片袖を故郷へ送る事」

成立：宝暦2年(1752)、参考文献：堤邦彦校訂『古今弁惑実物語』(堤邦彦・杉本好伸編『近世民間異聞怪談集成(江戸怪異綺想文芸大系、高田衛監修、第5巻)』国書刊行会、2003年)、太刀川清「怪談の弁惑物 一亡者片袖説話の場合」『学海 第16号』(11頁～18頁)。

⑤『越中楯山幽霊邑讐討』

著者：十返舎一九、成立：文化5年(1808)、所蔵：富山県立図書館、ほか。

⑥『耳袋』巻の5「幽霊奉公の事」

著者：根岸鎮衛(1737～1815)、成立：文化11年(1814)までには全巻刊行。「幽霊奉公の事」は寛政8年(1796)頃の聞き書き。参考文献：根岸鎮衛著・鈴木棠三編注『耳袋(東洋文庫207)』(341頁、平凡社、1972年)。

⑦『野乃舎随筆』「偽幽霊」

著者：大石千引、成立：文政3年(1820)、参考文献：『文学にみる立山』(47頁～48頁、富山県〔立山博物館〕、2012年)、所蔵：富山市立図書館。

さて、①から⑦までの作品内容を見ていくと、江戸時代前期の①と②では、越中立山で幽霊に出会ったことにし(本当は立山参詣に行っていない)、その幽霊から①では形見として片袖を、②では脇差をことづかったと偽り、幽霊の遺族から金品を騙し取るといった詐欺行為の話となっている。ここでは形見の品が定番の片袖から脇差へと変わり、時代のニーズが見て取れる。③は立山ではなく箱根峠で幽霊に出会ったことにし、さらに形見として名号・九重の守・守り刀・経帷衣の片袖などをことづかったと偽り、幽霊の遺族から金品を騙し取るといった、詐欺行為の話である。④は③と同じく箱根峠で幽霊に出会ったことにし、それを遺族につけて利益を得ようとする話である。⑤から⑦までの作品の内容は霊場(立山や高野山)の在地で偽幽霊に扮して参詣者を欺く話である。

以上の①から⑦の作品内容において、片袖幽霊譚のあり方が大きく変化したのは十返舎一九の⑤『越中楯山幽霊邑讐討』からである。従来の片袖幽霊譚では霊場の現地の人々が亡霊の遺族を欺くことはなかった。しかし一九は、片袖幽霊譚において詐欺の悪質さとバリエーションが徐々に拡大していくなかで、まさに霊場立山の現地で、しかも現地の人々が偽幽霊に扮して信仰登山にやって来た参詣者たちを欺いて利益を貪るといった、霊場としての宗教的権威や信用を著しく貶めるような物語を、彼お得意の洒脱な筆致で小説に仕立てたのである。立山幽霊村の話そのものは前述のとおり唐来参和が言うように寛政期頃には既に江戸の巷談として口

承されていたと考えられるが、それを口承から小説に仕立てたのは十返舎一九が最初である。偽幽霊に扮し参詣者を欺いて利益を貪るなど、到底墮地獄が免れないような所業を、それこそこの世に実在の立山地獄を舞台として行わせていること自体が、一九ならではの「立山地獄」に対する強烈な風刺ともとれる。このような一九の一種突き抜けた発想で書かれた『越中楯山幽霊邑讐討』は、ある意味、古代から脈々と続く立山地獄説話における「片袖幽霊譚」の最終ランナーといえる。

8. 立山幽霊村を題材とする作品

『越中楯山幽霊邑讐討』の巻頭言で作者の十返舎一九が述べるように、この作品は、一九が友人の唐来参和から提供された越中立山幽霊村の話と、越中国長浜（一九の勘違いで越前国の長浜）の貞婦の復仇話を題材として編まれたものである。なお、越中立山幽霊村の話については、参和が若年の頃に古老から聞いたものとしているので、口承では江戸時代中期頃には既にあったのではないかと思われる。しかし、それを小説の題材にしたのは、筆者が調べた限りでは、おそらく一九が最初であろう。

『越中楯山幽霊邑讐討』の刊行後を見ていくと、江戸時代後期の国学者・歌人の大石千引（～1834）が文政3年（1820）に刊行した『野乃舎随筆』⁹に「偽幽霊」の話が掲載されている。また、嘉永6（1853）に出版された『狂歌百物語』¹⁰所収の狂歌にも兼題として「立山」が取り上げられ、挿絵中の狂歌に『野乃舎随筆』の「偽幽霊」の話に影響を受けたものが見られる。なお、これらの作品については奥澤真一郎氏の翻刻や解説、論文などの研究成果があり、そちらを参照していただきたい¹¹。

この他、天保15年（1844）以降に刊行された筆者不詳『見聞随筆』¹²にも「立山の幽霊」の話が掲載されている。同作品については、これまで全く史料紹介がされていないので、以下、翻刻文を掲載しておきたい。

立山の幽霊

天保十五辰年、江城御普請の節、維子橋御門の御小屋内へ数多の職人ども入廻て賑はしきこといふばかり。其頃中村某といふ人、此小屋へ出役したる所、木挽職の中に異名を幽霊と呼びたるものあり。いぶかしきことに思はれし故、ある時、右の男を近づけ其縁故を尋られしに、此の男、答ていふ様、僕はもと越中の産にて立山の幽霊にて候。さるゆへに人形の如く異名を付て呼候といふ。中村氏弥怪しみ、猶其子細を問はれ候はば、男の云、立山の事は世に知らるる如く、山中種々の地獄ありて人の恐るる所にて候。此山へ登るものは親子兄弟などの幽霊に遇たるよしいひ伝へ、案内（夜朝食物など買ひて道案内す。富士山などにて剛力と云口（1字難読）にて、立山にては中宮といへり）を雇いて登山する時、或は父母の幽霊にあひたる又は妻子の亡魂を見たるなどいふを、案内者、密に聞候て、幽霊の方へ内通する也。扱此幽霊と申は麓の山間などに住居いたしたるは山稼ぎなどして渡世する者也。夏中参詣の多き頃は幽霊の形ちに出立、賃銭を口（1字難読）らへて雇れ出、案内者の注文に応じて男女老少の似せ幽霊、地獄の辺より群れ出、道者をたばかりて信を起さしむ。勿論（幽霊）彼等が出る所は間に大きな谷ありて、向ひは山の中腹なり。道者の所よりは老町も式町も隔りたること故、慥かなる形は見へず供、然れども其年頃と思ふ幽霊の出来りて岩蔭、山の間などを立廻り、見へ隠れる姿を見するにより、是を誠の幽霊と心得給、涙を流して伏拝至こと也。一体此辺は嶮岨にして硫黄の気充滿し、焦黒みたる岩石など聳々重り、其間より黒烟り立登り、或は熱湯湯玉の涌あがる所などありて、始て爰に至るものは身の毛もよだちて恐ること也。其上案内、名跡とぶらひて地獄の体相をいひならべ、さめざめ恐ろしきことを説聞するゆへ、心中疑ひの気なく是

を真実の地ごとと思ひて似せ幽霊を拝むことなり。僕も彼所に夏之頃は右の幽霊に雇れて渡世いたせしもの也。といひたるや。是中村氏の直談也。

9. 「立山幽霊村」が実在し得たか否かについて

十返舎一九が古老の夜話に聞いたとする越中国楯山（立山）の幽霊村が、立山山麓に実在し得たか否かについて考えたい。ちなみに一九は、『越中楯山幽霊邑讐討』の巻頭言で立山の幽霊村について、「立山は日本において最上の霊場であるから、このようなことがあるはずはない。全くでたらめな説と思われるので論ずるに足らない」と断言している。

さて、もし実在したならば、その対象となる村は常願寺川右岸の立山禅定道に沿った岩峠寺、横江、千垣、芦峠寺のいずれかであるが、現実にはこれらの村が幽霊村として活動を行うことは困難であった。以下、加賀藩前田家の立山支配のあり方からその理由を指摘したい。

江戸時代前期、江戸幕府は大大名の加賀藩前田氏に脅威を感じ、その取り潰しをもくろんで度々牽制した。こうした幕府と加賀藩の緊張関係は、この時期幕府が諸大名に対して強力な支配力を明示するため、数度に渡って国絵図の提出を求めたことから、軍事・資源開発に関わる立山・黒部奥山の国境問題にまで派生し、立山衆徒の宗教活動にも大きな影響を与えた。同領域を対幕府の政策面で重視した加賀藩は、江戸時代初頭、その情報に詳しい立山山麓の立山衆徒（芦峠寺衆徒と岩峠寺衆徒）を外護した。そして江戸幕府が本末制度に基づいて仏教界全体を支配下に置き、立山衆徒に対しても同様に強力な影響力を及ぼさないように、加賀藩はそれ以前に立山衆徒を同藩寺社奉行の支配下に独自に組み込み、独占的に支配した。そうすることによって、立山領域を霊場として立山衆徒に管理させることができた。

その後、正徳元年（1711）、藩公事場奉行の判決で、立山の宗教的権利のうち山の管理権¹³を岩峠寺に、各地での勧進・布教権¹⁴を芦峠寺に分与した。このように加賀藩は両者に権威面・経済面で対立構造を生じさせ互いに競わせることで、両者が一大勢力になることを避けた。このため、芦峠寺と岩峠寺は宝永6年（1709）から天保4年（1833）までの124年間、互いの越権行為を巡って度々争論¹⁵を繰り返した。

文化・文政期には全国的に庶民の寺社・霊山参詣が隆盛し、立山でも参詣者の庶民化・増大にともなって利権が増大したためか、争論は益々激化した。ただし一連の争論に対しては、加賀藩が藩公事場奉行で裁判を行い、天保4年（1833）に最終的な判決を下し、同藩に都合のよい形で服従させた。こうした加賀藩の巧妙な政策で、芦峠寺衆徒は直接的な山の管理権を失い、加賀藩領国内外での廻壇配札活動や地元芦峠寺での布橋灌頂会を経済的な基盤とせざるをえなかった。なお、文政期から天保期の争論に際しては、当時、もと高野山の学侶龍淵が、立山衆徒の勢力の均等化を図ろうとする加賀藩の意向を背景に、芦峠寺一山の動向を監視するため同地に定住した。芦峠寺は当時、岩峠寺の勧進活動面での越権行為で一山衰退の危機に陥っていた。そのような折、龍淵は芦峠寺に協力し、藩公事場裁判では顧問弁護士の役割を果たして芦峠寺を勝訴に導いている。その結果、加賀藩の思惑通り、立山衆徒の勢力の均等化が実現されている。

さて、以上のとおり立山では江戸時代中期以降、芦峠寺一山と岩峠寺一山の争論が激しく、互いにその活動を監視し合い細かく粗探しをするような緊迫した状況であった。そうしたなかで少しでも問題行動を起こせば直ちに加賀藩へ密告され、藩から厳しく罰せられるので、芦峠寺一山と岩峠寺一山の両者とも、偽幽霊のような霊場の品位・評判を下げるような行為はできなかったと考えられる。もちろん、横江や千垣の人々も加賀藩による立山の支配構造上、山中や山上で偽幽霊のような行為をすることは不可能であった。したがって前述の一九の感想はまさに正解であった。

おわりに

以下、本稿の結論をまとめておきたい。十返舎一九の合巻『越中楯山幽霊邑讐討』(文化5年〔1808〕)が創作された背景には、版元の蔦屋重三郎を軸とした山東京伝や唐来参和らとの親密な関係があった。一九を重三郎に紹介したのは京伝と考えられ、版元・蔦屋に集う芸術家たちの中に参和もいた。一九は文化初期に文学界で大流行していた敵討ち物の小説スタイルに、参和から入手した「越中立山幽霊村」の話をも巧みに組み込んで『越中楯山幽霊邑讐討』を創作したのである。折しも当時は歌舞伎界で鶴屋南北(4代目)の怪談物が流行りだし有名役者が幽霊を演じ始めた時期であった。一九が『越中楯山幽霊邑讐討』を刊行する2年前の文化3年(1806)に、京伝が越中立山も舞台の一所とする敵討ち物の読本『善知安方忠義伝』を刊行しているが、一九は、内容こそ全く異なる趣向ではあるが、多分に京伝の作品の影響を受けたと考えられる。極論すれば事前に京伝の『善知安方忠義伝』があったからこそ、一九は『越中楯山幽霊邑讐討』の創作を思い立った。

『越中楯山幽霊邑讐討』の内容の特徴を見ていくと、この作品ではあくまでも敵討ちの成就が主題であり、悪者に殺害された被害者がめでたく成仏する話になっていない。一九は被害者の亡霊の成仏には全く関心を寄せていない。むしろ立山地獄谷を舞台とした敵討ちの決闘場面を、風刺を効かせて面白可笑しく描いている。この小説の内容を、全体をとおして見たとき、一九は幽霊などの怪異現象が現存することは認めている風だが、立山地獄谷については、そこに本当の地獄があり、亡者が実存するなど到底認めていないことがわかる。一九のこうした意識は、彼が文政11年(1828)に刊行した「越中立山参詣記行 方言修行金草鞋」にも引き継がれており、案外『越中楯山幽霊邑讐討』が契機となって「越中立山参詣記行 方言修行金草鞋」の創作が行われたのであろう。

立山地獄説話における『越中楯山幽霊邑讐討』の位置づけについて考察すると、同作品は片袖幽霊譚の系譜の中で捉えることができる。従来の片袖幽霊譚では霊場の現地の人々が亡霊の遺族を欺くことはなかった。しかし一九は、片袖幽霊譚において詐欺の悪質さとパリエーションが徐々に拡大していくなかで、まさに霊場立山の現地で、しかも現地の人々が偽幽霊に扮して信仰登山にやって来た参詣者たちを欺いて利益を貪るといった、霊場としての宗教的権威や信用を著しく貶めるような物語を、彼お得意の洒脱な筆致で小説に仕立てた。そのあり方は行き着くところまでいっており、したがってこの作品は古代から脈々と続く立山地獄説話における「片袖幽霊譚」の最終ランナーといえる。

「立山幽霊村」が実在し得たか否かについては、加賀藩前田家の立山支配のあり方からすると不可能であったことを論証した。したがって一九の「立山は日域最上の霊場なれば、かかることの有るべきやうなし」との見解は正しい。

¹本章を執筆するにあたっての参考文献は次のとおりである。日暮聖「十返舎一九」『日本歴史大事典2』(380頁、小学館、2000年)、暉峻康隆「十返舎一九」『日本歴史大辞典 第5巻』(337頁、日本歴史大辞典編集委員会編、河出書房新社、1985年)、小池正胤「十返舎一九」『国史大辞典 第6巻』(895頁・896頁、吉川弘文館、1985年)、園田豊「十返舎一九」『朝日日本歴史人物事典』(787頁、朝日新聞社、1994年)。

²「唐来参和」『国史大辞典 第10巻』(236頁、国史大辞典編集委員会、吉川弘文館、1989年)。

³松木寛『蔦屋重三郎 江戸芸術の演出者(講談社学術文庫1563)』(講談社、2002年)。

⁴註3前掲書(89頁～94頁)。

⁵註3前掲書(89頁～94頁)。

⁶ 布施茉莉子「『善知安方忠義伝研究』—浮遊し続ける亡霊（善知安方）の悲劇—」『日本文學 105巻』（65頁～76頁、東京女子大学学術情報リポジトリ、2009年）、大高洋司「『四天王剽盜異録』と『善知安方忠義伝』」『国文学研究資料館紀要 第30号』（131頁～154頁、国文学研究資料館、2004年）。

⁷ 日本宗教民俗学会第20回記念大会シンポジウム「新しい宗教民俗学へ—他界の形成をめぐる議論—」（2010年6月12日、大谷大学）における堤邦彦氏のレジメ資料「江戸の「あの世」語り—創造される他界」。堤邦彦『江戸の怪異譚—地下水脈の系譜—』（108頁～136頁、ペリかん社、2004年11月）。同「冥府は現世にあり 地獄観の近世的変容」『絵伝と縁起の近世僧坊文芸—聖なる俗伝—』（258頁～282頁、森話社、2017年2月）。

⁸ 註7前掲書。堤邦彦「片袖幽霊譚の展開—唱導から文芸・民談へ—」『江戸の怪異譚—地下水脈の系譜—』（108頁～136頁）。この他、片袖幽霊譚に関する論文には、三村昌義「片袖幽霊譚の変容—謡曲「善知鳥」から上方落語「片袖」まで—」『芸能の科学 第18号 芸能論考 XI』（1頁～28頁、東京文化財研究所芸能部、1990年）、徳田和夫「片袖幽霊譚の変演」『絵語りと物語り』（76頁～89頁、平凡社、1990年）、太刀川清「怪談の弁惑物—亡者片袖説話の場合—」『学海 第16号』（11頁～18頁、上田女子短期大学国語国文学会、2000年）などがある。

⁹ 大石千引『野乃舎随筆』所収「偽幽霊」（1冊、文政3年〔1820〕、富山市立図書館所蔵）。

¹⁰ 天明老人尽悟桜『狂歌百物語』（嘉永6年〔1853〕、富山大学附属図書館ヘルン文庫蔵）。

¹¹ 奥澤真一郎「『狂歌百物語』にみる江戸時代後期の立山観」『富山県〔立山博物館〕研究紀要 第18号』（83頁～93頁、富山県〔立山博物館〕、2011年）、同「浮世にみる立山観」『文学にみる立山』（47頁・48頁、富山県〔立山博物館〕、2012年）。同「『狂歌百物語』にみる立山」『文学にみる立山』（55頁～57頁）。

¹² 筆者不詳『見聞随筆』所収「立山の幽霊」（写本全9巻〔不分巻291丁〕、幕末の写本〔原写本〕、西尾市岩瀬文庫所蔵、資料番号136-54、寸法26.1cm×19.0cm）。同書は諸国奇談を中心とした雑話を多数収めている。筆者については、その内容から寛政期頃に生まれた江戸在住の人物と推測されている。「立山の幽霊」は第7冊に所収されている。本文に天保15年（1844）の記載が見られ、それ以降に刊行されたと考えられる。

¹³ 山の管理権：「立山本寺別当（立山の宗務を代表として取り締まる長官）」の職号の使用権や立山山中の宗教施設の管理権（立山峰本社や室堂など）、入山者から山役銭（入山税）を徴収する権利、禅定登山者や参詣者が持参してきた納経帳に記帳するための納経受付所の設置権などがあった。

¹⁴ 各地での布教権：加賀藩領国内外で廻壇配札活動を行う権利や、同藩領国内で出開帳を行う権利などがあった。

¹⁵ 山に直接関わる権利は、江戸時代の中期まで、芦峯寺と岩峯寺がほぼ同等に持っていた。しかし、岩峯寺が山の管理権を独占しだして両峯寺の間で争論が起ると、加賀藩公事場奉行（最高裁判所）は正徳元年（1711）に裁定を下し、以後、立山の山腹にある芦峯寺と里にある岩峯寺の立地条件を全く考慮せず、立山に最も近く山を知り尽くした芦峯寺には山の管理権を一切与えず、むしろ山から閉め出すように、各地での布教権、つまり加賀藩領国内外での廻壇配札活動を行う権利を与えた。一方、里人である岩峯寺には、前述の山の管理権を与えた。加賀藩は岩峯寺の廻壇配札活動や出開帳については裁判では特に言及しておらず、同寺の宿坊家の何軒かは廻壇配札活動も行っていたが、芦峯寺ほど積極的ではなかった。このように、加賀藩は互いに不都合が生じるように権利を分与したので、その後、当然ながら両峯寺の間で、互いの権利侵犯を巡る争論が繰り返された。